

江別市 子ども発達支援センター

- 相談支援事業所
- 児童発達支援事業所 あゆみ
- 児童発達支援事業所 こだま・こだま分室



当センターは児童福祉法に基づく事業のほか地域の連携体制や発達支援体制を推進する
「市町村中核子ども発達支援センター」として北海道の認定を受けています。



江別市子ども発達支援センターは… 発達に心配や課題があるお子さんとそのご家族に対して、相談と支援を行っています。また、地域療育の中核的施設として、さまざまな機関と連携しながら、一人一人のお子さんやご家族が地域の中でよりよく生活していけるよう支援します。

センターの特色 1

親子で通所します

- 保護者が、お子さんと一緒に活動に参加することで、対人関係の基礎となる信頼関係や愛着関係の育ちを促します。
- お子さんの行動の意図や関わり方を保護者と一緒に考え、お子さんへの理解を深めたり対応を共有していきます。

センターの特色 2

連携を大切にしています

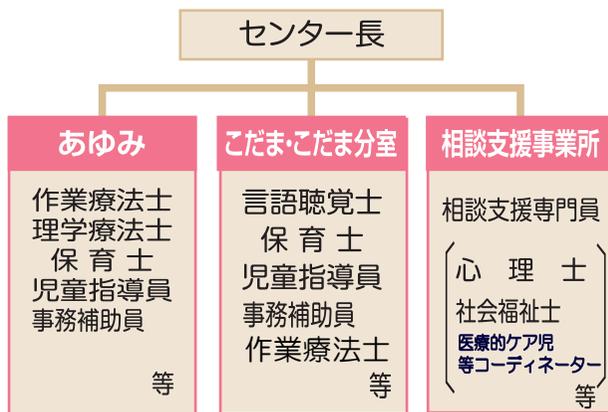
お子さんが集団に適應するために、また、発達支援を効果的に進めるために、幼稚園や保育施設、学校、医療機関、保健センター等の様々な機関と密に連携を取っています。

センターの特色 3

専門職による相談や支援を行っています

作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、心理士、保育士等の専門職員を配置し、発達に関する専門的な相談や支援を行っています。

【職員体制】



相談支援

相談やそれに伴う検査は、18歳未満の方はどなたでも無料で受けることができます。(要予約)

●発達相談



こんなことで困っていませんか？

- お友達と上手に遊べない
- 言葉が遅れている
- コミュニケーションがとりにくい
- 手先や体の使い方が不器用
- 落ち着きがない
- 運動に遅れがある など…

ご相談ください!

- 電話相談
- 乳幼児健診での相談（保健センターにて）
- 来所相談
- 巡回相談（幼稚園・保育施設・学校等）

* 専門の職員が相談に応じ、アドバイスをいたします。また必要な情報提供や支援機関の紹介をいたします。

●相談支援事業所による相談

通所支援などのサービスを利用するためには「障害児支援利用計画」が必要となります。相談支援事業所では相談支援専門員が家庭訪問による面接相談に応じ「障害児支援利用計画」を作成いたします。また福祉サービスの紹介・利用の調整をいたします。



通所支援

通所支援を利用するためには、通所受給者証が必要です。世帯収入に応じて利用料金がかかります。



●児童発達支援

就学前のお子さんが保護者と一緒に通所します。

●放課後等デイサービス

肢体不自由児と運動発達に遅れのあるお子さんが保護者と一緒に通所します。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等のために通所が困難なお子さんのご家庭を訪問し、支援を行います。

●保育所等訪問支援

訪問支援員が、幼稚園・保育施設・学校等の施設を訪問し、集団生活適応のための支援を行います。

あゆみ

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)

グループ支援

- 対象年齢：就学前まで
- 支援時間：午前または午後
- 支援内容：サーキット、感触遊び、親子遊び、製作、プール等の活動を通してお子さんの発達を促します



個別支援

- 対象年齢：18歳未満
- 支援時間：おおむね1時間程度（午前または午後）
- 支援内容：肢体不自由児や運動発達に遅れのあるお子さんなどに運動支援を行います



こだま・こだま分室

(児童発達支援・保育所等訪問支援)

グループ支援

- 対象年齢：就学前まで
- 支援時間：午前または午後
- 支援内容：サーキット、感触遊び、親子遊び、製作等の活動を通してお子さんの発達を促します



個別支援

- 対象年齢：就学前まで
- 支援時間：おおむね1時間程度（午前または午後）
- 支援内容：言語発達の遅れや発音に課題があるお子さん、吃音のあるお子さんなどに言語支援を行います





- 1** 相談支援事業所 ☎ (011)385-1015
 児童発達支援事業所あゆみ ☎ (011)385-1015
 (江別市錦町14-87 総合社会福祉センター内)
- 2** 児童発達支援事業所こだま ☎ (011)384-3003
 (江別市向ヶ丘54番地 中央小学校内)
- 3** 児童発達支援事業所こだま分室 ☎ (011)386-5322
 (江別市大麻東町32番地 大麻東小学校内)